

打合議事録

作成
年月日

2018/3/8

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT: 2018/3/12

作成者

主担当GL

日付

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 素屋根 事前協議 [建築審査課]	開催年月日	平成30年 2018/3/2
		時間	16:00-17:30
		場所	名古屋市役所西庁舎4階会議室
出席者	<建築審査課 審査第二係> 建築:舟橋係長 谷山副係長 設備:武市技師 足立技師 <名古屋城総合事務所> 遠藤技師 森技師 <竹中工務店>		
配布資料	・前回議事録 ・富岡製糸場西置簾所の素屋根 見学施設資料 ・法第85条第2項、施行令第147条で除外される法文 ・建築法規チェック図	配布先	

【概要】素屋根における建築・設備の法規確認、指導の打合を行った。

■富岡製糸場西置簾所の素屋根 見学施設説明

・工事区分、経緯、法的対応について資料を基に説明を行った。

■法第85条第2項、施行令第147条で除外される法文

・法第85条第2項の対応状況を説明。

→遵守出来る内容、出来ない内容、除外されているが適用する内容については、このような仕様で行いました。と記入する方が良い。

・施行令第147条の対応状況を説明。構造については図面をメールにて送付したので確認頂きたい。

→竹中構造担当より、電話にて加藤技師に準拠できていないと考えている内容を説明した。柱脚の固定方法、ケミカルアンカーを使った基礎との緊結、ボルト孔径の規定を確認し、適合していないことを確認した。後記

■建築法規チェック図の説明

・排煙については、考えを図示しているが、31mを超える部分等不明確部分を確認したい。

→法第85条第2項で除外されているが、こう考えているとすべきである。

→より安全性を高めているという考えで良い。

→火種が無ければ良い。

・エントランスホール、待合スペースは施行令126条の2 1項三号としている。

→待合スペースは居室と判断でき、施行令126条の2 1項三号の適用は出来ない。エレベーターホールに適合する法令である。

・エレベーター前のエントランスホールをエレベーターホールとし、施行令126条の2 1項三号を適用。待合スペースをエントランスホールとし、防災垂れ壁h500で区画し告1436四二(4)の適用とすることが妥当である。

・M1階の階段Aは区画が必要である。(他の階も同様※階段A・B共)

→屋根裏なので不要と考えている。

→素屋根の外壁ラインの内側なので、完全な屋外ではない。階段Aへの煙の流入を避けるために設置が必要となる。

→階段Bの2階より下階は不要と捉えて良いか。

→2階の床下で開放空間なので良い。

・2階見学スペースの排煙窓を、外壁面に設置させる必要がある。

→素屋根内部に煙を流しても、最外部はメッシュシートであること、最上部の壁と屋根がオープンジョイントであることより煙は最上部含め外部へ排出される。

→100㎡を超えている居室であるが、隣り合う部屋が少ないため、他の部屋に煙が広がらないために定めた告1436四二(4)の適用を考慮して良い。

→自然排煙もあり、内装材不燃で告1436四二(4)の適用も出来る仕様であり、より安全性を高めているという解釈が良い。

・木材デモ見学通路は、木材デモ見学スペースとし、告1436四二(4)の適用という解釈が良い。

・4階見学スペースは、5階床デッキと壁の間に隙間があること、見学用のサッシ上部に隙間があり煙は排出出来る仕様となっている。

→100㎡未満であるので、告1436四二(4)の適用という解釈が良い。

・排煙窓から出た煙が、階段ABに流入しないか。

→階段ABは屋外階段のため、2面開放としている。最外部のメッシュシートは階段手前までの設置なので、階段ABには煙は流入しない。

・排煙窓の仕様確認。

→突出しは60° 内倒しは45° とする。

■設備法規チェック内容の説明

・防火区画の貫通処理は行う。

発言者

対応者

■

谷山

■

谷山
足立
武市

武市 足立

谷山 武市 足立

谷山
■
谷山

■
谷山
谷山

■
武市

■
足立

■
足立

■
谷山
谷山

■
武市 足立

・見学スペースの換気については、給気を外壁側から、排気を大天守側としている。外気を取り入れることが主目的なので問題ないと判断している。

→以前はピロティ等であっても建物内は不可であったが、現在は認めているので問題ない。

・特記仕様書内の民間共仕、公共標仕は平成25年版となっている。現在竹中社内で平成28年版に更新中だが、もう少し時間がかかるので、現段階では平成25年版を進めたい。

→発注段階で平成28年版に変わるので、後日更新すること。そもそも仮設なのでどこまで守るべきか協議が必要である。

・福祉都市環境整備指針も適用されるのか？

→審査課・指導課ではなく、名城事務所が適用可否を判断することで良い。できる限りで良いが、同指針に適合するように進めたい。

■その他

・第3者からの問い合わせがあっても、このような考え方で進めていると説明が出来る様に、法第85条第5項についても同様に遵守の可否を調べる。その際に非常用進入口の対応が必要となる。

→消防協議の際に、はしご車は近接させず、消防隊が階段ABを昇って進入すると書かれているため、進入口は不要と判断している。

→最外部はメッシュシートであり、破って進入出来る。

→メッシュシートの先に、見学スペースの外壁があるのでそちらからも入れる仕様とする必要がある。

→法第85条第2項で除外されているが、法第85条第5項で除外されないという内容が分かるように整理する必要がある。

→法第85条第5項には1年以内の期間とあるが、今回の素屋根は3年近く設置する。

→法改正により、1年以内の期間という表記が除外される可能性がある。

・第2項、第5項の良し悪しがある中で、良いところを採用していると解釈したい。

→上記内容も含め、法規チェックリストを使って全項目の確認を行うこと。

→いつまでに必要か。

→早めの対応とすること。

■
武内

■
遠藤

■
遠藤

■
舟橋

■
谷山

■
舟橋

■
舟橋

■
舟橋

■
谷山

■
谷山